

(新)

埼玉県景観計画

第4 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(1) 届出対象行為

届出対象行為は、次に掲げるものとする。

届出をしようとする者は、あらかじめ、当該届出の内容について、指導又は助言を求めることができる。

ア 一般課題対応区域

(ア) 建築物

建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物(以下「建築物」という。)のうち、高さが15メートルを超えるもの又は建築面積が1,000平方メートルを超えるものの新築、増築、改築若しくは移転又は外観のうち各立面の面積の3分の1を超えて変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更。

(イ) 工作物

建築基準法施行令第138条第1項各号に掲げる工作物(第2号に掲げるものにあつては、旗ざお並びに架空電線路用及び電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第17号に規定する電気事業者の保安通信設備用のものを含む。)、第2項各号に掲げる工作物又は第3項各号に掲げる工作物(以下「工作物」という。)のうち、高さが15メートルを超えるものの新設、増築、改築若しくは移転又は外観のうち各立面の面積の3分の1を超えて変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更。

附則

この計画は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この計画は、平成22年1月1日から施行する。

附則

この計画は、平成24年10月1日から施行する。

附則

この計画は、平成27年10月1日から施行する。

附則

この計画は、平成28年4月1日から施行する。

(旧)

埼玉県景観計画

第4 良好な景観の形成のための行為の制限に関する事項

(1) 届出対象行為

届出対象行為は、次に掲げるものとする。

届出をしようとする者は、あらかじめ、当該届出の内容について、指導又は助言を求めることができる。

ア 一般課題対応区域

(ア) 建築物

建築基準法(昭和25年法律第201号)第2条第1号に規定する建築物(以下「建築物」という。)のうち、高さが15メートルを超えるもの又は建築面積が1,000平方メートルを超えるものの新築、増築、改築若しくは移転又は外観のうち各立面の面積の3分の1を超えて変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更。

(イ) 工作物

建築基準法施行令第138条第1項各号に掲げる工作物(第2号に掲げるものにあつては、旗ざお並びに架空電線路用並びに電気事業法(昭和39年法律第170号)第2条第1項第10号に規定する電気事業者及び同項第12号に規定する卸供給事業者の保安通信設備用のものを含む。)、第2項各号に掲げる工作物又は第3項各号に掲げる工作物(以下「工作物」という。)のうち、高さが15メートルを超えるものの新設、増築、改築若しくは移転又は外観のうち各立面の面積の3分の1を超えて変更することとなる修繕、模様替若しくは色彩の変更。

附則

この計画は、平成20年4月1日から施行する。

附則

この計画は、平成22年1月1日から施行する。

附則

この計画は、平成24年10月1日から施行する。

附則

この計画は、平成27年10月1日から施行する。